仕　様　書

1　概要

本件は浦戸信号所及び江埼灯台 ITV 施設の船舶動静監視テレビ装置のフォーカス動作不良のため、レンズ部のフォーカスモータ修理を行うもので、件名を「浦戸信号所ほか１箇所船舶動静監視テレビ装置修理(整備)」という。

2　本件対象機器

船舶動静監視テレビ装置（WET-13C　日本電気㈱製）　１式　（浦戸信号所）
船舶動静監視テレビ装置（WET-13B　日本電気㈱製）　１式　（江埼灯台 ITV 施設）

3　修理対象機器設置場所及び管理事務所

(1)　設置場所

（ア）浦戸信号所（撮影部）
高知県高知市浦戸字赤田 822-29

（イ）江埼灯台（撮影部）
兵庫県淡路市野島蕪江崎組字小磯 17

(2)　管理事務所

（ア）浦戸信号所
高知海上保安部交通課
高知県高知市桟橋通５－４－55
℡　088-832-7114

（イ）江埼灯台 ITV 施設
大阪湾海上交通センター技術課
兵庫県神戸市中央区港島南町７－２－22
℡　078-381-9217

4　履行期限

令和９年３月 24 日

5　仕様

(1)　対象機器のレンズ部を取り外し受注者の工場等で部品の交換修理を実施する。
(2)　レンズ部取り外しの後は、修理が完了するまでの間は、受注者で用意したレンズ部を取り付ける。
(3)　受注者の工場等で別表の部品を交換後、フォーカスが正常に動作することを確認する。
(4)　修理が完了したレンズ部は、元の対象機器に取り付け、正常に動作することを確認する。
(5)　必要な資機材（工具・測定器等）は、すべて受注者が準備する。
(6)　本作業に際しては、監督職員と十分協議し、当庁業務に支障をきたさないように行う。
(7)　本作業による業務休止は必要最小限とし、事前に監督職員に作業内容及び業務休止時間

等の資料を提出し協議を行った後に実施する。

(8)　修理完了後、次の内容をとりまとめた報告書を作成のうえ提出する。

（イ）　修理概要

（ロ）　作業写真

（ハ）　その他参考事項

別表

番号	部品名	数量	単位	備　考
1	ズームローラ１	12	式	浦戸信号所６式 江埼灯台６式
2	ズームローラ２	12	式	浦戸信号所６式 江埼灯台６式
3	ズームストッパーピン	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
4	フォーカスローラ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
5	フォーカスストッパーピン	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
6	アイリスモータ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
7	ズーム/フォーカスモータ	4	式	浦戸信号所２式 江埼灯台２式
8	アイリスエンコーダ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
9	ズームエンコーダ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
１０	フォーカスエンコーダ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
１１	ズームスピードボリューム	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
１２	ＩＥモータ	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式
１３	ルーロンワッシャ	4	式	浦戸信号所２式 江埼灯台２式
１４	副資材	2	式	浦戸信号所１式 江埼灯台１式

6　検査

本件履行は第五管区海上保安本部長が検査を命じた職員の検査合格をもって完了とする。

７　支払い条件

完了払いとし、受注者が検査合格後に作成提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にその代金を受注者に支払うものとする。

８　その他

(1)　本件履行に係る輸送費等は全て受注者負担とし、受注者の責により生じた機器の故障・損壊については全て受注者の負担により修理又は弁償する。

(2)　本件履行に係る物品の保管及び運送等については、取り扱いに十分注意し、また、外部からの衝撃等に対し、本装置に障害が発生しないように充分な梱包を行う。

(3) 再委託（変更等）承諾申請書の提出について、受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（様式１）を提出し、承諾を得ること。

ただし、本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りではない。

(4)　仕様書に定める事項及び履行の過程において疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従う。

仕様書に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部整備課　妙中（内線：2656）